

## 第十二号

## 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、「をいう。」の下に「準過疎地域農林水産物等販売業（準過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条第一項において同じ。）」を加える。

第二条第一項第一号中「第六条の三第四項又は」を「第六条の三第四項若しくは」に改め、「規定する事業」の下に「又は準過疎地域農林水産物等販売業」を加え、同号イ中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第一条及び第二条第一項第一号（同号イに係る部分を除く。）の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二条第一項第一号イの規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

**提案理由**

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の規定により課税免除を受けることができる者に係る対象業種を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。